

第21回厚生科学審議会感染症分科会

平成17年8月24日(水)

13:00~13:45

厚生労働省 省議室(9F)

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

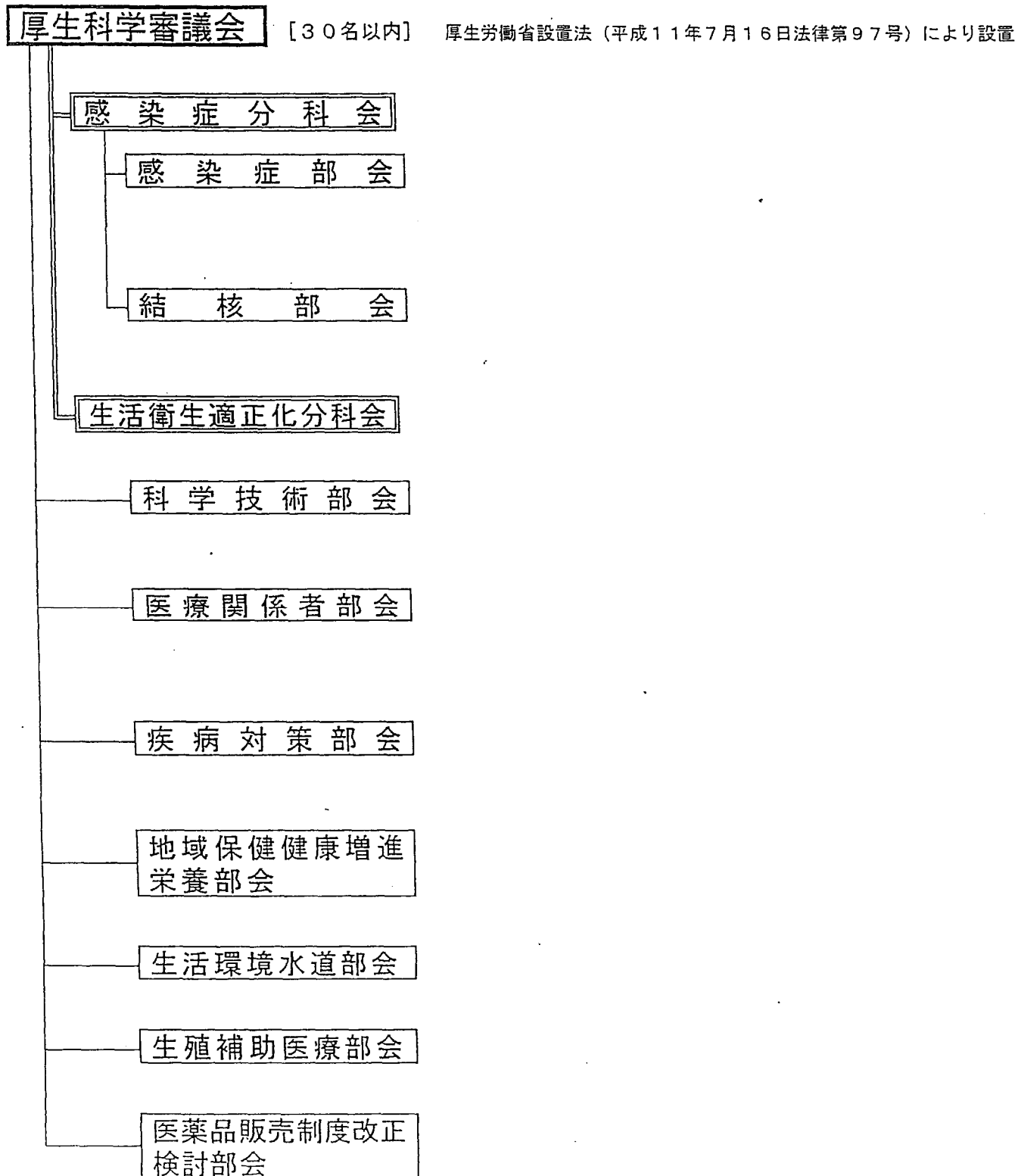
- 1) 厚生科学審議会感染症分科会長の選任について
- 2) 感染症部会に属すべき委員及び結核部会に属すべき委員の指名について
- 3) 感染症部会長及び結核部会長の選任について
- 4) 感染症対策における今後の課題について
 - 感染症法の一部改正について
 - 報告事項

< 資 料 >

資料1	厚生科学審議会の構成について	P 1
資料2	厚生科学審議会感染症分科会運営細則	P 2
資料3	厚生科学審議会感染症分科会の動き	P 3
資料4	感染症法の一部改正について	P 4
資料5-1	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部を改正する件について(概要)	P 5
資料5-2	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(新旧対照表)	P 7

資料 6-1	インフルエンザに関する特定感染症予防指針の一部を改正する件について（概要）	P 15
資料 6-2	インフルエンザに関する特定感染症予防指針（新旧対照表）	P 16
資料 7-1	結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（概要）	P 19
資料 7-2	結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（告示）	P 21
資料 8-1	医療法施行規則の一部を改正する省令について（概要）	P 25
資料 8-2	医療法の施行規則（新旧対照表）	P 26
参考資料 1	厚生労働省設置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 97 号）	P 32
参考資料 2	厚生科学審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令 283 号）	P 33
参考資料 3	厚生科学審議会運営規程 （平成 13 年 1 月 19 日厚生科学審議会決定）	P 35

厚生科学審議会の構成について



厚生科学審議会感染症分科会運営細則

厚生科学審議会運営規程（平成13年1月13日厚生科学審議会決定）第10条の規定に基づき、この細則を制定する。

（部会の設置）

第1条 厚生科学審議会感染症分科会（以下「分科会」という。）に、次の表の名称の項に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の所掌事務の項に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
感染症部会	一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。 二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
結核部会	一 結核の予防及び結核の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。 二 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（雑則）

第2条 この細則に定めるもののほか、分科会又は部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ分科会長又は部会長が定める。

厚生科学審議会感染症分科会の動き

1. 感染症部会

- 感染症部会 平成16年12月16日
 - ・ 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の改正に関する意見聴取
 - ・ インフルエンザに関する特定感染症予防指針の改正に関する意見聴取

- エイズ・性感染症ワーキンググループ 平成17年3月7日、6月20日、7月25日
 - ・ 性感染症に関する特定感染症予防指針の改正に関する意見聴取
 - ・ 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正に関する意見聴取

- 感染症技術ワーキンググループ 平成17年2月4日、3月30日
 - ・ 医師からの届出基準改正に関する調査審議

- 新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会 平成16年8月6日まで9回開催
 - ・ 検討会報告書を作成

2. 結核部会

- 結核部会 平成16年9月27日
 - ・ 結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の策定に関する意見聴取

- 結核医療に関する検討小委員会 平成16年5月14日、11月29日、平成17年2月9日
 - ・ 結核医療に関する現状について調査審議

テロの未然防止に関する行動計画（概要）

平成 16 年 12 月 10 日
国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部

第 3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策

3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

⑧生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理体制の確立

生物テロを未然に防止するためには、これに使用されるおそれのある病原性微生物及び毒素（以下「病原性微生物等」という。）に関する適正な管理体制を確立し、テロリストがこれらの病原性微生物等を入手することを阻止することが極めて重要である。

この点に関し、米・英等諸外国においては、病原性微生物等を保有する施設に対し、国への登録等を義務付けることなどにより管理体制の適正化を図っているところであるが、我が国においては、研究者や施設管理者の自主性に委ねられているに過ぎず、必ずしもすべての施設で適正な管理体制が確立しているとは限らない。

そこで、厚生労働省、経済産業省、文部科学省及び農林水産省は、当面の措置として、人の生命、身体に危害を及ぼすおそれのある病原性微生物等を保有する施設に対し、保有している病原性微生物等の種類及び保管方法を国に対して定期的に届け出るよう指導することとする。

また、厚生労働省は、病原性微生物等に関する適正な管理体制の確立を図るため、感染症の病原体を保有している者に対し、国及び都道府県に対する届出を義務付けるとともに、病原体の譲渡の規制、国及び都道府県による報告徴収、調査及び立入検査等に関する規定を設け、違反等に対し行政処分を行い、又は罰則を科すことなどを内容とする法改正について検討を行い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の改正案を平成 18 年の国会に提出することとする。